

瀬戸市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 2 月 7 日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第 1 号

瀬戸市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和 62 年瀬戸市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(日常生活上必要な行為)</p> <p>第 3 条 条例第 2 条の 2 第 2 項ただし書の日常生活上必要な行為であって規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1)から(4)まで <省略></p> <p>(5) 負傷、疾病又は老齢により 2 週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、子、父母、配偶者の父母及び次に掲げる者（<u>イに掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。</u>）の介護（継続的に又は反復して行われるものに限る。）</p> <p>ア及びイ <省略></p>	<p>(日常生活上必要な行為)</p> <p>第 3 条 条例第 2 条の 2 第 2 項ただし書の日常生活上必要な行為であって規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1)から(4)まで <省略></p> <p>(5) 負傷、疾病又は老齢により 2 週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、子、父母、配偶者の父母及び<u>職員と同居している</u>次に掲げる者の介護（継続的に又は反復して行われるものに限る。）</p> <p>ア及びイ <省略></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成 29 年 1 月 1 日から適用する。